生涯活躍のまち 上士幌創生包括プロジェクト業務企画提案公募要領

1 趣旨

この要領は、「生涯活躍のまち 上士幌創生包括プロジェクト業務」を効率的かつ効果的 に進めるため業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により業者を選定する手続 きに関して必要な事項を定める。

2 対象業務

(1) 委託業務名

生涯活躍のまち 上士幌創生包括プロジェクト業務

(2) 目的

本町は、平成27年10月に、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づいて、平成27年度を初年度とする5年間にとるべき「人口減少」と「創生」に対する重点対策である「上士幌町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、5つの基本目標のほか、町の創生を包括するプロジェクトとして、大都市圏域に居住する40~50代のシニア層や高齢者が本町に移住し、元気でゆとりある老後を過ごす「上士幌版 CCRC」の構築を掲げている。本町では、まちの創生に関わる様々な取組がすでにCCRCの要素として整いつつあり、上士幌版CCRCの構築に向けて豊かな地域資源と素地が存在している。

本業務では、国の「生涯活躍のまち構想」を踏まえ、事業の全体構想を策定するほか、事業主体の形成や地域包括ケアの構築、アクティブシニア受入拠点の検討、移住希望者の募集等を行い、上士幌版CCRCの構築を推進する。

(3)業務内容

内容の詳細は、別紙「生涯活躍のまち 上士幌創生包括プロジェクト業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとするが、詳細については企画提案を選定した後、町と委託契約候補者の間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成29年3月15日(水)まで

(5) 予算上限額

45,000千円(消費税及び地方消費税含む。)

3 委託契約候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

受託を希望する者は、企画提案に参加し、以下のとおりプレゼンテーションを行う。 提案内容等について審査の上、最も優れた提案と認められる者を委託契約候補者とする。 なお、企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に関する費用は、参加

4 企画提案参加者の資格

者の負担とする。

- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

- ア 国内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する 法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人 であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員 の統制下にある法人を除く。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 公告の日から委託契約候補者の特定の日までの間に、本町での入札参加資格停止の措置 を受けていない者であること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、町が 行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員 として、この企画提案に参加する者でないこと。
- ク 他の自治体において、国の「生涯活躍のまち形成事業」に関連する調査研究、構想策定、 事業実施等の実績があること(コンソーシアム構成員の一部が実績を有する場合も含む。)。

5 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びプレゼンテーション(公開)への出席を要請する。

6 担当部局及び問い合わせ先

上士幌町企画財政課

〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

電 話 01564-2-2111 (内線241)

01564-2-4290 (ダイヤルイン)

FAX 01564-2-4637

メール kikakuzaiseika@town. kamishihoro. hokkaido. jp

※受付時間 十・日・祝日を除く日の8:30から17:00まで

7 企画提案に係るスケジュール

| 項目 | 期日 |
|----------------|------------------------|
| 実施要領等交付、質問受付開始 | 平成28年6月22日(水)~6月28日(火) |
| 参加表明書及び質問提出期限 | 平成28年6月28日(火) |
| 参加資格連絡、質問への回答 | 平成28年7月5日(火) |
| 企画提案書等の提出期限 | 平成28年7月12日(火) |
| プレゼンテーション | 平成28年7月15日(金) |
| 結果通知 | 平成28年7月19日(火)頃 |

8 企画提案への参加申込手続等

企画提案への参加を希望する者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出すること。

- (1)提出書類 参加表明書(様式1) 1部
- (2) 提出期限 平成28年6月28日(火) 17:00(必着)
- (3) 提出場所 6の担当部局に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。
- (5) 結果通知 参加者の資格を確認し、資格の有無に関わらず確認結果を各参加者に電子メールで通知する。

9 質問及び回答

参加表明書を提出した者または提出予定の者で、企画提案について質問がある場合は、質問書に必要事項を記載し提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出書類 質問書(様式2)
 - イ 提出期限 平成28年6月28日(火) 17:00(必着)
 - ウ 提出場所 6の担当部局に同じ
 - エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール (いずれの場合も電話で着信等の確認をすること。)
- (2) 質問書の回答

質問に対する回答は、提出期限締切後、メール又はファクシミリにより回答する。 なお。質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書の様式は別添様式3による。
 - イ 用紙の規格はA4版とする(A3版用紙の折込は不可)。
 - ウ 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても差支えない。
- (2) 提出部数 9部(それぞれ様式3の表紙をつけること。企画提案者名は1部のみ記入し、 残りの8部には記載しないこと。企画提案者名を記載しない8部につい ては、表紙の企画提案者の欄及び「1会社等概要」の「会社名(法人名)」 から「従業員数」の欄までを空欄にして提出すること。また、書類は必 ず、ダブルクリップ等で留めること。(ホチキス不可))
- (3) 提出期限 平成28年7月12日(火)17:00(必着)
- (4) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。
- (5) 提出場所 6の担当部局に同じ
- (6) その他
 - ア電子メールによる提出は認めない。
 - イ 提出書類に虚偽又は不正記載があった場合は失格とする。
 - ウ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

- エ 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提 案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- オ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- カ 提案を取り下げる場合は、取り下げ書(様式任意)を提出する。
- キ 期限までに企画提案書を提出しない場合は企画提案審査委員会への参加を辞退したもの とみなす。
- ク 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ケ 提出された企画提案書等は、委託契約締結日前までは非公開とする。

11 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案は1案に限る
- (2) 企画提案書は、「仕様書」の内容を踏まえた上で漏れなく記載すること。

12 企画提案審査委員会での受託者の決定方法

受託者の決定にあたり、公平な審査を行うため、企画提案審査委員会を設置し審査する。

(1) 審查方法

企画提案審査委員会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明及び事業実施方法 等の説明を受け(プレゼンテーション)、企画提案審査基準(別紙)に従って審査し、1者を 選定する。

(2) 企画提案審査委員会の日程等

平成28年7月15日(金)(詳細は別途通知) ※説明25分、質疑応答20分程度を予定

(3) 審査結果の通知

審査結果は確定後速やかに参加者に文書により通知する。

(4) その他

ア 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)により行う。

イ プロジェクターを用いて企画提案書を説明する場合はあらかじめ申し出ること (スクリーン、プロジェクター及び電源は町が用意する。)。

13 委託契約の方法及び根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない もの)及び「上士幌町財務規則の運用について」第3節関係1(2)(契約の目的物が代替性のないものであるとき。)に該当し、随意契約とする。

14 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して、別途作成・提示する。

15 契約に関する基本事項

(1) 提案内容の修正

選定された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

企画提案審査委員会で選定された企画提案者に対して、別途協議の上、所定の手続を経た 上で、契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約金保証金は、免除する。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本業務に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。) その他の権利 は、全て上士幌町に帰属するものとする。

16 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円

- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定した作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他

アプレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

- イ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案 書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は 返却する場合において、複製を作成する。
- エ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。